



山形県公報

平成20年5月23日(金)
第1944号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                    |                   |     |
|------------------------------------|-------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                | (最上総合支庁福祉課) ...   | 721 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....              | (同) ...           | 722 |
| 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (経営安定対策課) ...     | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                 | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                | (同) ...           | 723 |
| 県営土地改良事業計画の決定.....                 | (同) ...           | 同   |
| 山形県景観計画の策定.....                    | (管理課) ...         | 同   |
| 事業の認定.....                         | (同) ...           | 724 |
| 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定.....   | (建築住宅課) ...       | 725 |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 政治団体の届出事項の異動.....   | 同   |
| 資金管理団体の届出事項の異動..... | 730 |

### 公 告

|                               |                   |     |
|-------------------------------|-------------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....                | (管財課) ...         | 同   |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....     | (庄内総合支庁地域支援課) ... | 731 |
| 平成21年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施..... | (教育委員会) ...       | 同   |

## 告 示

山形県告示第511号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                            | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------------|----------------------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人 千宏会<br>最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360番19 | 通所介護デイサービスもがみ<br>最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360番19 | 通 所 介 護   | 平成20. 5.13 |

## 山形県告示第512号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                            | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------------|----------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人 千宏会<br>最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360番19 | 通所介護デイサービスもがみ<br>最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360番19 | 介護予防通所介護    | 平成20. 5.13 |

## 山形県告示第513号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.50パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年4月18日から適用する。
- 平成20年4月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良区の名称  
田郎堰土地改良区
- 事務所の所在地  
最上郡真室川町大字大沢650
- 認可年月日  
平成20年5月16日
- その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                 |
|----------|---------|---------------------|
| 監 事      | 土 田 宇 一 | 東田川郡庄内町小出新田字芋畑割41番地 |

|   |      |   |             |
|---|------|---|-------------|
| 同 | 佐藤光雄 | 同 | 跡字梅木63番地    |
| 同 | 小野寺彰 | 同 | 千本杉字本村割66番地 |

## 山形県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所                  |
|----------|------|---------------------|
| 監事       | 土田宇一 | 東田川郡庄内町小出新田字芋畑割41番地 |
| 同        | 阿部勝吉 | 同 廿六木字三ツ車57番地       |
| 同        | 山澤善一 | 同 狩川字楯下84番地         |

## 山形県告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鶴岡中央地区土地改良（地域水田農業再編緊急整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営鶴岡中央地区土地改良（地域水田農業再編緊急整備）事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成20年5月27日から同年6月24日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第518号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により景観計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 計画の名称

山形県景観計画

## 2 縦覧の場所

土木部管理課及び各総合支庁建設部建設総務課

## 山形県告示第519号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 起業者の名称

飯 豊 町

## 2 事業の種類

添川地区農業集落排水事業処理施設建設事業及びこれに伴う農道取付工事

## 3 起業地

(1) 収用の部分 西置賜郡飯豊町大字添川字中洞二地内

(2) 使用の部分 な し

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

添川地区農業集落排水事業処理施設建設事業及びこれに伴う農道取付工事（以下「本件事業」という。）のうち、添川地区農業集落排水事業処理施設建設事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当し、同事業に伴う農道取付工事（以下「関連事業」という。）は、同法同条第5号に掲げる「国、地方公共団体等が設置する農業用道路」に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である飯豊町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 飯豊町では、生活様式の高度化、農業生産様式の変貌等、農業を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。これは、生活水準の向上に伴い生活雑排水が増加し、これら生活雑排水が未処理のまま農業用排水路を経て河川に流下していることが原因であり、農業用水として再利用している水田では農地被害が発生し、下流河川では水質の悪化を招いている。

本件事業のうち本体事業は、飯豊町添川地区内におけるし尿、生活雑排水等の汚水を適正な処理水質にして放流するための汚水処理施設の建設をするものである。これにより、生活雑排水による農業用排水の汚濁に伴う農作物の生育障害等の問題を解決するとともに、農業用排水や公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持に寄与するものである。

また、関連事業は、本体事業の施行に伴い処理施設から最寄の幹線町道までの区間を接続する農道の拡幅工事を行うものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、希少動植物や文化財等は確認されておらず、工事期間中の重機等の騒音・振動による影響が考えられるが、工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから影響は軽微であると認められる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、汚水の集水は自然流下方式を採用することから、標高上処理区の低位部に処理施設を設置可能となること、処理水の放流先として、年間を通じて一定水量が確保される河川・水路等の近接地に設置可能となること、施設の建設や、供用開始後の維持管理及び汚泥の搬出を行うため、一定幅員が確保される道路に隣接している土地に設置可能となること、支障物件がないこと、を要件として選定された3箇所について比較検討が行われている。その結果、申請地は、標高の条件が良いこと、排水の放流上も支障がないこと、支障物件がなく総建設費を低く抑えることができること、また、関連事業として約300mの農道の拡幅が必要となるが、候補地中最も距離が短く建設費用が安価なこと、から全ての条件に適合し最も優れていることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件起業地が最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地

は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 農業用排水の汚濁を放置しておくことは、農作物の生育障害をますます進行させ、農業用排水の機能の低下を招き、公共水域の水質の悪化につながり、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本体事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

飯豊町地域整備課

山形県告示第520号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成20年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

3 業務の開始の日

平成20年 5月16日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成20年 5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

政 党

| 政治団体の名称        | 異動事項  | 内 容     |         | 届出年月日          |
|----------------|-------|---------|---------|----------------|
|                |       | 新       | 旧       |                |
| 自由民主党山形県司法書士支部 | 代 表 者 | 河 野 昭 彦 | 早 坂 幸 久 | 平成<br>20. 3. 4 |

|                  |            |                      |                      |           |
|------------------|------------|----------------------|----------------------|-----------|
|                  | 会 計 責 任 者  | 志 藤 賢 一              | 峯 田 文 雄              |           |
| 自由民主党大石田町支部      | 代 表 者      | 芳 賀 清                | 星 川 憲 一              | 同         |
|                  | 会 計 責 任 者  | 小 玉 勇                | 村 岡 藤 弥              |           |
|                  | 主たる事務所の所在地 | 北村山郡大石田町大字<br>豊田1508 | 北村山郡大石田町大字<br>駒込97   | 同<br>3.7  |
| 社会民主党西村山支部       | 会 計 責 任 者  | 佐 藤 幸 吉              | 安 達 義 昭              | 同         |
| 日本共産党最北地区委員会     | 会 計 責 任 者  | 矢 口 ヨ シ 子            | 小 野 雅 央              | 同         |
| 自由民主党櫛引支部        | 代 表 者      | 秋 山 弥 里              | 遠 藤 純 夫              | 同<br>3.11 |
| 自由民主党中山町支部       | 代 表 者      | 渡 邊 雅 弘              | 工 藤 芳 夫              | 同<br>3.12 |
|                  | 会 計 責 任 者  | 鈴 木 徹 雄              | 渡 邊 雅 弘              |           |
| 自由民主党山形県鶴岡市第二支部  | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市家中新町13番4号         | 鶴岡市家中新町17番8号         | 同<br>3.13 |
| 自由民主党山形県東置賜郡第二支部 | 主たる事務所の所在地 | 東置賜郡川西町大字吉田1494      | 東置賜郡川西町大字上小松2570 - 1 | 同<br>3.17 |
| 自由民主党温海支部        | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市山五十川甲571          | 鶴岡市温海甲243 - 1        | 同<br>3.19 |
| 自由民主党山形市支部       | 代 表 者      | 鈴 木 善 太 郎            | 峯 田 豊 太 郎            | 同<br>3.21 |
| 自由民主党高畠町支部       | 会 計 責 任 者  | 近 野 誠                | 渡 部 一                | 同<br>3.24 |
| 自由民主党上山支部        | 代 表 者      | 大 場 重 弥              | 高 橋 位 典              | 同<br>3.27 |
| 自由民主党尾花沢市支部      | 代 表 者      | 井 上 拓 夫              | 名 木 野 功              | 同         |
|                  | 会 計 責 任 者  | 伊 藤 克 美              | 加 賀 正 和              |           |
|                  | 主たる事務所の所在地 | 尾花沢市大字正殿488          | 尾花沢市大字名木沢1745 - 1    |           |
| 自由民主党山形県南陽市第一支部  | 会 計 責 任 者  | 佐 久 間 あ さ み          | 石 黒 百 合 子            | 同         |
| 自由民主党長井市支部       | 主たる事務所の所在地 | 長井市白兔1226            | 長井市舟場5 - 5           | 同<br>3.28 |
| 自由民主党山形県長井市第一支部  | 主たる事務所の所在地 | 長井市白兔1226            | 長井市舟場5 - 5           | 同         |
| 自由民主党川西支部        | 会 計 責 任 者  | 遠 藤 章 一              | 高 橋 建 一              | 同         |
| 自由民主党天童市支部       | 代 表 者      | 水 戸 保                | 水 戸 諭                | 同<br>3.31 |
|                  | 会 計 責 任 者  | 小 松 善 雄              | 片 桐 郁 弥              |           |

|                 |            |                 |               |           |
|-----------------|------------|-----------------|---------------|-----------|
|                 | 主たる事務所の所在地 | 天童市奈良沢乙13       | 天童市山口1420     |           |
| 自由民主党山形県栄養士連盟支部 | 会 計 責 任 者  | 櫻 井 富 子         | 千 葉 富 子       | 同         |
| 自由民主党山形県酒田市第一支部 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市円能寺字中15      | 酒田市幸町 2丁目9の19 | 同<br>4. 1 |
| 自由民主党大江町支部      | 代 表 者      | 松 田 良 吉         | 黒 川 英 夫       | 同<br>4. 4 |
| 自由民主党山形県ときわ会支部  | 会 計 責 任 者  | 熊 谷 秀 治         | 小 端 晋 一       | 同         |
| 自由民主党山形県山形市第二支部 | 会 計 責 任 者  | 松 田 浩           | 菊 地 時 夫       | 同         |
|                 | 主たる事務所の所在地 | 山形市飯田 4 - 2 - 6 | 山形市芳野16       |           |
| 自由民主党山形県土地改良支部  | 会 計 責 任 者  | 渡 部 一 之         | 高 野 隆 司       | 同<br>4. 7 |
| 自由民主党山形県歯科医師支部  | 会 計 責 任 者  | 富 田 滋           | 高 橋 收         | 同<br>4.11 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称         | 異 動 事 項   | 内 容     |           | 届出年月日          |
|-----------------|-----------|---------|-----------|----------------|
|                 |           | 新       | 旧         |                |
| 全国LPガス政治連盟山形県支部 | 代 表 者     | 大 場 正 仁 | 金 山 宏 一 郎 | 平成<br>19. 5.29 |
| 森儀一後援会          | 会 計 責 任 者 | 浅野目一夫   | 高 山 宗 悦   | 平成<br>20. 3. 3 |
| 日本司法書士政治連盟山形会   | 代 表 者     | 早 坂 幸 久 | 渡 部 秀 一   | 同<br>3. 4      |
| 長井市西置賜郡医師連盟     | 代 表 者     | 池 田 英 之 | 新 野 晃 敏   | 同<br>3. 5      |
| 明るい民主市政をつくる会    | 代 表 者     | 加 藤 實   | 加 藤 実     | 同<br>3. 6      |
| 川越孝男後援会         | 会 計 責 任 者 | 松 田 勉   | 安 達 義 昭   | 同<br>3. 7      |
| 佐藤ひろし後援会        | 代 表 者     | 佐 藤 弘 司 | 武 藤 明 雄   | 同<br>3.10      |
| 山形県民社協会米沢支部     | 代 表 者     | 富 樫 光 昭 | 佐 藤 俊 弘   | 同              |
|                 | 会 計 責 任 者 | 星 秀 樹   | 富 樫 光 昭   |                |
| 夢 倶 楽 部         | 会 計 責 任 者 | 星 秀 樹   | 佐 藤 俊 之   | 同              |
| 梅津つとむ後援会        | 代 表 者     | 鹿 間 慶 彦 | 梅 津 公 洋   | 同<br>3.14      |
|                 | 会 計 責 任 者 | 今 野 久   | 梅 津 旬 子   |                |

|             |            |                 |                      |           |
|-------------|------------|-----------------|----------------------|-----------|
| 奥山しげお後援会    | 代 表 者      | 松 浦 寿           | 吉 田 禎 凱              | 同         |
| 三宅太一郎後援会    | 会 計 責 任 者  | 豊 島 友 太 郎       | 三 宅 正 太 郎            | 同         |
| 現代政策研究会     | 主たる事務所の所在地 | 東置賜郡川西町大字吉田1494 | 東置賜郡川西町大字上小松2570 - 1 | 同<br>3.19 |
| 佐藤忠智後援会     | 代 表 者      | 佐 藤 完 二         | 佐 藤 主 良              | 同         |
| 山形県獣医師政治連盟  | 代 表 者      | 佐 藤 ひ さ し       | 勝 見 晟                | 同         |
|             | 会 計 責 任 者  | 新 関 博 夫         | 小 松 文 嗣              | 同<br>4.3  |
| 山形県税理士政治連盟  | 代 表 者      | 高 梨 英 吉         | 川 合 賢 助              | 同<br>3.19 |
| 鈴木としお後援会    | 代 表 者      | 鈴 木 忠           | 高 橋 運 作              | 同<br>3.21 |
| 関ちずこ後援会     | 会 計 責 任 者  | 関 猛             | 高 橋 良 一              | 同         |
| 斎藤たけひろ後援会   | 会 計 責 任 者  | 斎 藤 友 子         | 石 山 信 哉              | 同<br>3.24 |
| 布川淳一後援会     | 会 計 責 任 者  | 平 信 義           | 山 崎 幸 紀              | 同         |
| 伊藤かおり後援会    | 会 計 責 任 者  | 大 泉 由 美 子       | 高 橋 沙 知              | 同<br>3.25 |
| 坂善彦後援会      | 会 計 責 任 者  | 佐 藤 忠 一         | 石 栗 富 士 雄            | 同         |
| 日本政治連盟「桜の会」 | 会 計 責 任 者  | 大 泉 由 美 子       | 高 橋 沙 知              | 同         |
| 柏倉昭一後援会     | 代 表 者      | 柏 倉 則 子         | 柏 倉 昭 一              | 同<br>3.26 |
| さいとう久男後援会   | 会 計 責 任 者  | 海 野 宏 章         | 海 野 昭 夫              | 同         |
| 八 日 会       | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市家中新町13番4号    | 鶴岡市家中新町17番8号         | 同         |
| 遠藤宏三後援会     | 代 表 者      | 鈴 木 康 則         | 森 谷 又右工門             | 同         |
|             | 会 計 責 任 者  | 遠 藤 正 子         | 森 谷 久 一              | 同<br>3.27 |
| 小澤精後援会      | 代 表 者      | 佐 藤 善 治         | 佐 藤 啓 治              | 同         |
| 浩 友 会       | 会 計 責 任 者  | 鈴 木 俊 一         | 落 合 登 喜 雄            | 同         |
| 佐貝まさたけ後援会   | 会 計 責 任 者  | 神 棒 信 一         | 佐 貝 晴 男              | 同         |
| 南陽市東置賜郡医師連盟 | 代 表 者      | 佐 藤 正 年         | 柄 澤 勉                | 同<br>4.2  |
|             | 会 計 責 任 者  | 齋 藤 潔           | 佐 藤 之 彦              | 同<br>3.27 |



|                |            |                |               |           |
|----------------|------------|----------------|---------------|-----------|
| 川西町岸宏一後援会      | 会計責任者      | 遠藤章一           | 横山明博          | 同<br>3.28 |
| 共生社会懇談会        | 主たる事務所の所在地 | 酒田市円能寺字中15     | 酒田市幸町二丁目9の19  | 同         |
| 藤悠会            | 主たる事務所の所在地 | 酒田市富士見町一丁目16の5 | 酒田市幸町二丁目9の19  | 同         |
| もりや仙一郎後援会      | 会計責任者      | 森谷智恵子          | 奥山清美          | 同         |
| 石沢ひでおと共に歩む会    | 会計責任者      | 清野源一           | 吉田利英          | 同<br>3.31 |
| 金としひろ後援会       | 会計責任者      | 山科正行           | 鈴木和男          | 同         |
| 鳥海茂太後援会        | 会計責任者      | 鳥海雄介           | 鳥海隼夫          | 同         |
| 村山たかし後援会       | 代表者        | 長谷川昭           | 黒沼良介          | 同         |
|                | 会計責任者      | 村山誠            | 村山哲           |           |
| 矢口智後援会(愉楽の会)   | 代表者        | 矢口千代志          | 矢口金昭          | 同         |
| 夢のある米沢をみんなで作る会 | 主たる事務所の所在地 | 米沢市大字川井545     | 米沢市金池七丁目7-25  | 同         |
| 加賀正和後援会        | 代表者        | 江刺明            | 鈴木芳和          | 同<br>4.1  |
|                | 会計責任者      | 佐藤富之助          | 斎藤武良          |           |
|                | 主たる事務所の所在地 | 尾花沢市大字正殿436-1  | 尾花沢市大字正殿563-1 |           |
| 佐々木賢一後援会       | 会計責任者      | 佐々木一宏          | 佐々木勝幸         | 同         |
| 地域創造研究会        | 会計責任者      | 佐藤富之助          | 斎藤武良          | 同         |
|                | 主たる事務所の所在地 | 尾花沢市大字正殿436-1  | 尾花沢市大字正殿563-1 | 同         |
| 佐藤仁一後援会        | 代表者        | 大河原修一          | 深瀬吉男          | 同<br>4.2  |
|                | 会計責任者      | 伊藤秀夫           | 大河原修一         |           |
| 佐藤信雄後援会        | 代表者        | 遠藤隆            | 佐藤徹夫          | 同         |
| 今井えいき後援会       | 会計責任者      | 菊地時夫           | 酒井啓孝          | 同<br>4.4  |
| 高橋透後援会         | 代表者        | 石垣昇            | 菅原与喜夫         | 同         |
|                | 会計責任者      | 高橋治行           | 那須良太          |           |
| 山形県土地改良政治連盟    | 会計責任者      | 渡部一之           | 高野隆司          | 同<br>4.7  |

|                 |            |                      |                   |   |      |
|-----------------|------------|----------------------|-------------------|---|------|
| 酒田地区医師連盟        | 会 計 責 任 者  | 佐 藤 顯                | 菊 池 章             | 同 | 4. 8 |
| 電機連合山形地協政治活動委員会 | 主たる事務所の所在地 | 米沢市八幡原 5 丁目 4149番地 8 | 米沢市下花沢 2 丁目 6番35号 | 同 | 4.10 |
| 石井みどり山形県後援会     | 会 計 責 任 者  | 富 田 滋                | 高 橋 收             | 同 | 4.11 |
| 中原爽山形県後援会       | 会 計 責 任 者  | 富 田 滋                | 高 橋 收             | 同 |      |
| 山形県歯科医師連盟       | 会 計 責 任 者  | 富 田 滋                | 高 橋 收             | 同 |      |

山形県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成20年 5月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項    | 内 容             |                      | 届出年月日      |
|-----------|----------|-----------|------------|-----------------|----------------------|------------|
|           |          |           |            | 新               | 旧                    |            |
| 高橋啓介      | 山形県議会議員  | 高橋けいすけ後援会 | 公職の種類      | 山形県議会議員         | 山形市議会議員              | 平成20. 3.19 |
| 船山現人      | 山形県議会議員  | 現代政策研究会   | 主たる事務所の所在地 | 東置賜郡川西町大字吉田1494 | 東置賜郡川西町大字上小松2570 - 1 | 同          |
| 佐藤藤彌      | 山形県議会議員  | 共生社会懇談会   | 主たる事務所の所在地 | 酒田市円能寺字中15      | 酒田市幸町 2 丁目 9 の19     | 同<br>3.28  |
| 加賀正和      | 尾花沢市議会議員 | 地域創造研究会   | 主たる事務所の所在地 | 尾花沢市大字正巖436 - 1 | 尾花沢市大字正巖563 - 1      | 同<br>4. 1  |

**公 告**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                    | 日 時                        | 入 札 に 付 す る 物 件                                                    | 予 定 価 格      |
|----------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------|
| 山形市松波二丁目 8 番 1 号<br>山形県庁 2 階<br>202会議室 | 平成20年 7月11日(金)<br>午前10時30分 | 山形市松見町 4 番 1、同 4 番 2<br>宅地(実測)3,249.06平方メートル<br>(公簿)3,248.62平方メートル | 203,000,000円 |

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                     | 場 所                               | 日 時                      |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 山形市松見町4番1、同4番2<br>宅地（実測）3,249.06平方メートル<br>（公簿）3,248.62平方メートル | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 6階<br>602会議室 | 平成20年6月6日（金）<br>午前10時30分 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成20年5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成20年5月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 みんなありがとうねっと

(2) 代表者の氏名

内山 大起

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市大綱字七五三掛32番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、秩序ある社会のあり方と暮らし方、美しい未来へとつながる循環型社会をどう築いていくのかということを考え、「参加・協働・連帯」をキーワードに考え、庄内から世界へと自然環境との共生を目的に実践していく集団として、それぞれの活動分野をとし、美しい地球の自然環境を子供たちの未来へとつないでいくことを目的とする。

平成21年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成20年5月23日

山形県教育委員会  
教育長 山 口 常 夫

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

| 校 種 ・ 職 | 教 科 ・ 科 目 | 選 考 区 分                   | 採用見込数      |
|---------|-----------|---------------------------|------------|
| 義務教育諸学校 | 小 学 校 教 諭 | 一般選考及び特別選考                | 60名程度      |
|         | 中 学 校 教 諭 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭 | 一般選考及び特別選考 |
|         |           | 英語                        | 一般選考及び特別選考 |
|         |           |                           | 約110名      |

|        |           |                                                            |            |       |
|--------|-----------|------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 特別支援学校 | 小学部<br>教諭 |                                                            | 一般選考及び特別選考 | 15名程度 |
|        | 中学部<br>教諭 | 国語、社会、数学、理科                                                | 一般選考及び特別選考 |       |
|        |           | 英語                                                         | 一般選考及び特別選考 |       |
| 高等学校   | 教諭        | 国語、「世界史・日本史」、地理、公民、数学、物理、化学、生物、保健体育、家庭、情報、農業、商業、水産（漁業・航海系） | 一般選考及び特別選考 | 約35名  |
|        |           | 英語、電気、機械、福祉                                                | 一般選考及び特別選考 |       |
|        | 助教諭       | 電気、機械                                                      | 一般選考及び特別選考 |       |
| 養護教諭   |           |                                                            | 一般選考及び特別選考 | 若干名   |
| 栄養教諭   |           |                                                            | 一般選考及び特別選考 | 5名程度  |

- (注) 1 表中の特別選考は「社会人特別選考」、特別選考は「身体障がい者特別選考」とする。  
 2 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。  
 3 中学校及び高等学校の国語、数学又は英語受験者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ高等学校及び中学校を併願することができる（ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成21年3月31日までに取得する見込みの者に限る。）

## 2 志願者の資格

### (1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者  
 ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状<sup>\*1\*2</sup>、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成21年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者にあつては大学（短期大学を除く。）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成21年3月31日までに卒業見込みの者とする。

\*1 特別支援学校においては特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて該当学部の教諭の普通免許状

\*2 高等学校の情報においては高等学校教諭の情報の普通免許状に加えて高等学校教諭の数学、理科、家庭のいずれかの普通免許状

### (2) 特別選考（社会人特別選考）の志願者の資格

次のイ、ロ、ハのすべてに該当する者に限る。

- イ 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者  
 ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状を有する者又は平成21年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者にあつては大学（短期大学を除く。）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。  
 ハ 志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く。）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者（平成21年3月31日現在）

### (3) 特別選考（身体障がい者特別選考）の志願者の資格

上記(1)(2)のいずれかに該当する者であり、次の要件イ、ロを満たす者

- イ 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者とする。  
 ロ 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者とする。

## 3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成20年 5月23日（金）から教育庁総務課教職員室教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号）で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、140円切手をはった角形 2 号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの（(ロ)、(ハ)、(ニ)は切り離さないこと。）

(イ) 志願書 (ロ) 受験票 (ハ) 体育実技試験選択希望記入票（小学校及び特別支援学校小学部の志願者並びに中学校及び高等学校の保健体育の志願者のみ記入） (ニ) 第一次選考試験結果通知書 (ホ) 受験者登録票 (ハ) 封筒（長形 3 号封筒 23.5cm×12cm）2 通（下の を参照のこと。） (ト) 特別選考 で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形 2 号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること。）

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

(ロ) 免許状の写し（表裏両面を複写したもの）又は免許状取得見込証明書

（ただし、助教諭を志願する者にあつては提出の必要はない。）

(ハ) 封筒（長形 3 号封筒 23.5cm×12cm）1 通（下の を参照のこと。）

(ニ) 履歴書（用紙は、市販のものを使用し、志願書と同じ写真をはること。）1 通

封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先を明記し、下宿、借間等の場合は 方と詳記し、80円切手をはること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                                           | 受 付 時 間          | 提 出 先                                                    |
|---------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------|
| 平成20年 5月26日(月)から<br>同 6月6日(金)まで<br>(土曜日及び日曜日を除く。) | 午前 9 時から午後 5 時まで | 〒990-8570<br>山形市松波二丁目 8 番 1 号<br>山形県教育庁総務課教職員室教員<br>採用担当 |

イ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成20年 6月6日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ロ 封筒の表に「志願書等（小、中、特別支援、高、養教、栄教の別を記入すること。）在中」と朱書すること。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

| 期日                                                                          | 志 願 校 種 ・ 職                                                                                                                                                            | 試 験 場                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成<br>20<br>年<br>7<br>月<br>23<br>日<br>(水)<br>及び<br>7<br>月<br>24<br>日<br>(木) | 小学校の教諭<br>特別支援学校小学部の教諭<br>中学校保健体育の教諭<br>高等学校保健体育の教諭<br>栄養教諭                                                                                                            | 山形中央高等学校<br>山形市鉄砲町二丁目10番73号<br>(電話 023(641)7311) |
|                                                                             | 中学校音楽の教諭                                                                                                                                                               | 山形北高等学校<br>山形市緑町二丁目 2 番 7 号<br>(電話 023(622)3505) |
|                                                                             | 中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭<br>特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科及び英語の教諭<br>高等学校の国語、「世界史・日本史」、地理、公民、数学、物理、化学、生物、英語、家庭、情報、農業、商業、水産（漁業・航海系）<br>及び福祉の教諭<br>高等学校の電気、機械の教諭及び助教諭<br>養護教諭 | 上山明新館高等学校<br>上山市仙石650<br>(電話 023(672)1701)       |

□ 試験科目及び内容

(イ) 面接試験(集団面接)

(ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

| 志願<br>校種・職                 |                         | 試験内容         | 筆 記 試 験              |                        | 実 技 試 験                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                          |
|----------------------------|-------------------------|--------------|----------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|                            |                         |              | 教養等                  | 教 科 ・ 科 目              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                          |
| 一<br>般<br>学<br>校<br>選<br>考 | 義務<br>教育<br>諸<br>学<br>校 | 小学校教諭        | 教職教養・<br>一般教養        | 小学校の全教科                | ・水泳(25メートル)<br>・器械運動(マット運動、鉄棒運動のうち<br>いずれかを選択)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                          |
|                            |                         | 中学校教諭        | 同 上                  | 出願した教科                 | 音楽<br>・新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすること<br>・バッハ作曲インベンション(2声)の1<br>番(八長調)をピアノ演奏すること<br>・次の歌唱教材の中から任意の1曲を選<br>び、指揮をしながら歌うこと(伴奏なし)<br>「赤とんぼ」「花の街」「荒城の月」<br>「夏の思い出」「浜辺の歌」「早春賦」<br>・随意曲...歌曲又は器楽曲のうちの任意の<br>1曲を伴奏なしで演奏すること<br>(ただし、歌曲を選択した者は、自分で<br>伴奏しながら歌うことも可)<br>なお、演奏する随意曲の楽譜を実技試験<br>当日に提出すること(試験終了後返却)<br>美術 当日指示するもの<br>保健体育<br>・水泳(50メートル)<br>・次の5領域から2領域選択<br>陸上競技、器械運動、球技(バレーボ<br>ール、バスケットボール、サッカーのうち<br>1種目)、武道(柔道、剣道のうち1種<br>目)、ダンス<br>家庭 当日指示するもの<br>英語 英語による面接 |                                                          |
|                            |                         | 特別支援学校<br>教諭 | 同 上                  | 小学部は全教科、中学部は出<br>願した教科 | 小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の<br>記載に同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                          |
|                            |                         | 高等学校         | 教 諭                  | 同 上                    | 出願した教科・科目<br>物理、化学及び生物にあっ<br>ては、理科全般にわたる基<br>礎的内容を含む。<br>電気及び機械にあつては、<br>「工業技術基礎」及び「工<br>業数理基礎」を含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記<br>載に同じ<br>家庭 当日指示するもの<br>英語 英語による面接 |
|                            |                         |              | 助教諭                  |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                          |
|                            |                         | 養 護 教 諭      | 同 上                  | 養護に関する専門科目             | 当日指示するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                          |
|                            | 栄 養 教 諭                 | 同 上          | 食育及び学校給食に関する<br>専門科目 |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                          |

|         |                                            |                                                         |            |
|---------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------|
| 特 別 選 考 | 小論文                                        | 出願した教科・科目<br>電気及び機械にあつては、<br>「工業技術基礎」及び「工<br>業数理基礎」を含む。 | 英語 英語による面接 |
| 特 別 選 考 | 原則として一般選考と同様に行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。 |                                                         |            |

八 日 程

| 日                        | 時                       | 試験実施内容                                       | 日                        | 時                | 試験実施内容                                                                               |
|--------------------------|-------------------------|----------------------------------------------|--------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 7<br>月<br>23<br>日<br>(水) | 午前8時40分から<br>午前9時まで     | 受 付 (生徒昇降口)                                  | 7<br>月<br>24<br>日<br>(木) | 午前9時から<br>午後5時まで | 集団面接(全員)<br>実技試験(小学校教諭及び特別<br>支援学校小学部教諭志願者の<br>み)<br><br>時間及び会場等については7月<br>23日に指示する。 |
|                          | 午前9時10分から<br>午前10時30分まで | 教職教養・一般教養<br>(一般選考の志願者)<br>小論文<br>(特別選考の志願者) |                          |                  |                                                                                      |
|                          | 午前10時50分から<br>午後0時40分まで | 教 科 ・ 科 目                                    |                          |                  |                                                                                      |
|                          | 午後1時50分から<br>午後5時まで     | 実技試験(小学校教諭<br>及び特別支援学校小学<br>部教諭志願者を除く。)      |                          |                  |                                                                                      |

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験(小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭に係るものを除く。)にあつては、午後0時20分までとする。

7月23日の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

二 当日持参するもの

- (イ) 受験票 (ロ) 筆記用具(三角定規、コンパスを含む。)
- (ハ) 内履き及び下足用ビニール袋
- (ニ) 高等学校の電気、機械及び商業の受験者は、電卓(プログラム機能付電卓は除く。)
- (ホ) 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの
  - 小学校及び特別支援学校小学部...水着、水泳帽子、運動着及び運動靴(内履き)
  - 音 楽...楽譜(随意曲の楽譜は提出) 楽器(ピアノ以外の楽器を使用する場合)
  - 美 術...鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、  
画筆、水彩絵の具(固形タイプは不可) パレット、筆ふき用スポンジ(布も可)、筆洗、  
実習衣
  - 保健体育...水着、水泳帽子、運動着及び運動靴(武道を選択する者はその用具)
  - 家 庭...実習衣
  - 養護教諭...実技試験にふさわしい服装

(2) 第二次選考試験(模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文)

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

| 期 日                    | 試 験 場                        |
|------------------------|------------------------------|
| 9月16日(火)及び<br>9月17日(水) | 山形県教育センター(天童市大字山元字犬倉津2515番地) |

ロ 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

- (イ) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲(別の曲でも可)を選び、伴奏なしによる歌唱をする。な

お、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(D) 図画工作は、人物を水彩画で表すものとし、詳しい内容は当日指示する。持ち物は、鉛筆、消しゴム、画筆、水彩絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗とする。

#### 5 選考試験結果の発表

- (1) 第一次選考試験の結果発表は9月3日（水）午後3時頃の予定、第二次選考試験の結果発表は10月7日（火）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも可否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。
- (2) 採用は平成21年4月1日以降とする。
- (3) 選考試験の可否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。また、電報・電子メール等による結果連絡も行わない。

#### 6 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）。

| 試 験           | 開 示 内 容    | 開 示 期 間     | 開 示 場 所           |
|---------------|------------|-------------|-------------------|
| 第 一 次 選 考 試 験 | 総合ランクを開示する | 合格発表の日から1か月 | 山形県教育庁総務課<br>教職員室 |
| 第 二 次 選 考 試 験 |            | 合格発表の日から1か月 |                   |

#### 7 その他

- (1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、無効とする。
- (2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること（特別選考の者は除く。）
- (3) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。
- (4) 選考試験会場は、敷地内禁煙とする。
- (5) 不明な点については、教育庁総務課教職員室（電話023(630)2863又は023(630)2864）の教員採用担当に問い合わせること。なお、山形県のホームページ上でも受験等に関する情報を提供している。

<http://www.pref.yamagata.jp>